

令和元年度 税制改正に伴う 自動車税等申告書記載等の見直しについて

1 申告書様式の改正

現在の『自動車取得税・自動車税申告書（報告書）』については、《総務省令様式》が改正されます（自動車の登録年月日により、使用する様式が異なります。）。

(1) 令和元年（2019年）9月30日以前に登録した場合

自動車取得税・自動車税申告書（報告書）～現行様式

(2) 令和元年（2019年）10月1日以降登録に登録した場合

ア 登録自動車の場合

自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）～新様式

イ 軽自動車の場合

軽自動車税環境性能割申告書（報告書）～新様式

※申告日が10月1日以降の場合であっても、登録日が9月30日以前の場合は、現行様式により申告をしていただく必要があります。

2 軽自動車税環境性能割申告書に係る定置場の記載について

市町村税である軽自動車税環境性能割については、当分の間、都道府県において賦課徴収を行い、徴収金を定置場所在市町村に払い込むこととされています。

道が、軽自動車税環境性能割を定置場所在市町村に払い込むに当たって、『軽自動車税環境性能割申告書（報告書）』の「主たる定置場」欄に、市町村名の記入が必須となります。

《記載例》

正しい記載

主たる定置場：札幌市〇〇区

誤った記載

主たる定置場：使用者住所に同じ

（住所と同一の場合でも、市区町村名を記載してください。）

納税された軽自動車税環境性能割を正しく市町村に払い込むため
ご協力をお願いします。